

八千代市観光・体験農業の展開に向けた環境の整備等に関する基準を次のように定める。

令和6年2月29日

八千代市長 服部友則

八千代市観光・体験農業の展開に向けた環境の整備等に関する基準

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 直売所（第4条－第8条）
- 第3章 農家レストラン（第9条－第13条）
- 第4章 農業体験施設（第14条－第18条）
- 第5章 補則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号。以下「法」という。）第10条第1項に基づき定めた地方計画である「八千代市第2次農業振興計画」（令和3年3月1日付け農第2192号）のIVの方針1の施策4第1号エに基づき、千葉県開発審査会提案基準（昭和46年3月1日付け宅第135号。以下「提案基準」という。）の基準番号44の項基準内容の欄中第1項第1号に規定する市町村が作成する直売所の整備に関する必要な施策、第2項第1号に規定する市町村が作成する農業等を営む者と食事の提供を行う事業者との連携の促進に関する必要な施策及び第3項第1号に規定する市町村が作成する農作業を体験することができる環境の整備に関する必要な施策に定めるべき当該施設の整備等に係る規模の基準その他の必要な事項を定めるものとする。

（都市農業の区域）

第2条 この基準の対象となる法第2条に規定する都市農業は、市内（農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法

律第48号)その他の法令に基づき定める区域であつて、都市農業が行われる区域に含まれると当該法令の執行等に支障があると市長が認める区域を除く。)で行われる全ての農業とする。

(一般的基準)

第3条 第1条に規定する施設の設置予定者並びに当該施設に係る予定建築物の敷地の面積及び予定建築物の延べ面積、構造等は、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の関係法令の基準を満たし、かつ、次章から第4章までに定める基準をそれぞれ満たしたものでなければならない。

第2章 直売所

(直売所の設置者)

第4条 提案基準の基準番号44の項基準内容の欄第1項に規定する直売所(以下単に「直売所」という。)の設置者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町村又は市町村が出資している法人
- (2) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第4条に規定する農業協同組合
- (3) 3人以上の農業従事者が構成員である団体(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人及び農業協同組合法第72条の3第1項の規定により設立された農事組合法人を含み、農業振興を目的とした国、県又は市町村の補助事業により直売所を設置しようとする団体で、当該補助事業の実施について当該国、県又は市町村と調整を了したものに限る。)
- (4) 前各号に定める者に類するものとして市長が認めた者

(直売所の設置目的)

第5条 直売所の設置目的は、市内の農産物の消費を促進し、及び観光・体験農業の展開に資するものでなければならない。

(直売所の販売対象)

第6条 直売所の販売の対象となるものは、当該直売所の設置に係る区域及びその周辺の区域で生産された農産物(その加工品を含む。)並びに仕入品とする。この場合において、仕入品の販売額は、直売所における総販売額の2

割以内となるよう努めなければならない。

- 2 前項の直売所の設置に係る区域及びその周辺の区域で生産された農産物に該当するか否かの判断は、予定される販売品目の収穫地、販売量等を参考として行うものとする。

(直売所の敷地面積)

第7条 直売所の敷地の面積は、500平方メートル以上とする。

(直売所の延べ面積等)

第8条 直売所の延べ面積は、150平方メートル以上1,500平方メートル未満の範囲とする。

- 2 直売所は、原則として平屋建てとする。

第3章 農家レストラン

(農家レストランの設置者)

第9条 提案基準の基準番号44の項基準内容の欄第2項に規定するレストラン(以下「農家レストラン」という。)の設置者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業者(農地法第52条の2第1項に規定する農地台帳(八千代市農業委員会が作成したものに限る。)に記載されている個人であって農地を所有し、若しくは貸借しているもの又はそれらの世帯員をいう。以下同じ。

)

- (2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (3) 農業協同組合法第4条に規定する農業協同組合
- (4) 前各号に定める者に類するものとして市長が認めた者

(農家レストランの設置目的)

第10条 農家レストランの設置目的は、市内の農産物の消費を促進し、及び観光・体験農業の展開に資するものでなければならない。

(農家レストランの営業内容)

第11条 農家レストランは、当該農家レストランの設置者自らが生産する農畜産物又は市内で生産される農畜作物を主たる材料として量的又は金額的に5割以上使用して営業するものとする。

(農家レストランの敷地面積)

第12条 農家レストランの敷地の面積は、500平方メートル未満とする。
ただし、既存の建物の用途変更により農家レストランを設置する場合は、この限りでない。

(直売所の延べ面積等)

第13条 農家レストランの延べ面積は、150平方メートル以下とする。

2 農家レストランは、平屋建てとする。ただし、既存の建物の用途変更により農家レストランを設置する場合は、この限りでない。

第4章 農業体験施設

(農業体験施設の設置者)

第14条 提案基準の基準番号44の項基準内容の欄第3項に規定する体験施設(以下「農業体験施設」という。)の設置者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業者
- (2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (3) 農業協同組合法第4条に規定する農業協同組合
- (4) 前各号に定める者に類するものとして市長が認めた者

(農業体験施設の設置目的)

第15条 農業体験施設の設置目的は、市内の観光・体験農業の展開に資するものでなければならない。

(農業体験施設の内容)

第16条 農業体験施設の内容は、前条に規定する市内の観光・体験農業の展開に資する事業の用に供される農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設とする。

(農業体験施設の設置区域)

第17条 農業体験施設は、市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第4条第1項各号に掲げる要件に該当する区域に設置するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(農業体験施設の用途及び規模等の基準)

第18条 農業体験施設に次に掲げる用途の施設を設ける場合におけるこれらの規模等の基準は、当該農地の面積及び利用者の利便の観点からみて妥当な

規模であることとする。

- (1) 休憩施設
- (2) トイレ
- (3) 簡易宿泊施設
- (4) 農作業講習施設
- (5) 更衣所
- (6) 管理事務所，管理人詰所，管理用具置場及びごみ処理場
- (7) その他千葉県開発審査会の議を経る必要がある施設

2 前項の適切な規模の判断に当たっては，同項各号に規定する施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合はこれらを参酌するものとする。

第5章 補則

(委任)

第19条 この基準の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この基準は，令和6年2月29日から施行する。